

年金制度管理および退職給付債務計算業務に関する外部監査の完了について

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

弊社は、年金制度管理および退職給付債務計算業務に関し、監査法人(*1)より内部統制が適切に整備されている旨の監査報告(*2)を受けました。

*1: 新日本監査法人 *2: 委託業務にかかる統制リスクの評価< 監査基準委員会報告書第18号 > に準拠

企業年金等に係る外部委託先としての三菱UFJ信託の外部監査報告書について

1. 監査報告の対象範囲を拡大しました

- < 従来 > 「年金信託受託業務」、「特定金銭信託受託業務」
 < 今般 > 「年金信託受託業務」、「特定金銭信託受託業務」
 「年金制度管理業務および退職給付債務計算業務」 *New!*
 (今般の監査は「時点監査」を実施)

平成20年4月以降開始する事業年度より、金融商品取引法等に基づき、上場企業等について「内部統制報告書」の提出・開示が義務づけられ、企業年金につきましても、退職給付会計の一環として、内部統制の評価対象とするケースが多くなると考えられます。このため、今般、弊社では監査法人と相談の上、お客様の企業年金等における委託先企業としての内部統制に係る外部監査報告につき、上記のとおり監査対象範囲を拡大し、お客様に監査報告書の写しをご提供できる体制を整えました。

2. 監査報告書(写し)のご提供について

✓ 監査報告書(写し)をご入用の場合は、弊社営業担当者までご用命ください

- 本日現在ご提供可能な監査報告書(写し)は、以下のとおりです。
 年金制度管理業務および退職給付債務計算業務・・・時点監査
 年金信託受託業務および年金特定信託受託業務・・・期間監査(平成19年4~12月)
 (に関する平成19年4月~平成20年3月の期間監査分は、6月完成の予定です。)
- なお、上記、の平成20年度の期間監査は、次のサイクルで受ける予定です。
 「平成20年4月~9月」、「平成20年4月~12月」、「平成20年4月~平成21年3月」

以上